

東総R02-018号
令和2年 9月23日

原子力規制委員会 殿

神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
東芝エネルギーシステムズ株式会社
代表取締役社長 畠澤 守

核燃料物質等保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所 核燃料物質等保安規定（N28-2）を下記のとおり変更認可申請いたします。

記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 東芝エネルギーシステムズ株式会社
住 所 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
代表者の氏名 代表取締役社長 畠澤 守
2. 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
名 称 東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所
所 在 地 神奈川県川崎市川崎区浮島町4番1号
3. 変更の理由
・「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」と関連規則の改正に適合した改定
・保安規定審査基準の改定
・記載の適正化、誤記訂正
4. 変更の内容
別紙1のとおり
5. 附則
この規定は、原子力規制委員会の認可以降、別に定める日より施行する。

以上

別紙1 核燃料物質等保安規定(N28-2)改正 新旧対照表 変更部分のみ(本文)

東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所 核燃料物質等保安規定(N28-2)

変更前	変更後	備考
目次	目次	
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 目的</p> <p>第2条 適用範囲</p> <p>第3条 規定の遵守</p> <p>第4条 用語</p> <p>第5条 規定、細則等の制定、改定及び廃止</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 目的</p> <p>第2条 適用範囲</p> <p>第3条 規定の遵守</p> <p>第4条 用語</p> <p>第5条 規定、細則等の制定、改定及び廃止</p>	
<p>第2章 保安管理組織</p> <p>第6条 保安に関する組織</p> <p>第7条 管理職位の職務</p> <p>第8条 核燃料取扱主務者の選任</p> <p>第9条 主務者の職務</p> <p>第10条 意見の尊重</p> <p>第11条 管理区域責任者の選任</p> <p>第12条 管理区域責任者の職務</p> <p>第13条 放射線安全委員会</p> <p>第14条 放射線業務従事者等</p>	<p>第2章 保安管理組織</p> <p>第6条 保安に関する組織</p> <p>第7条 管理職位の職務</p> <p>第8条 核燃料取扱主務者の選任</p> <p>第9条 主務者の職務</p> <p>第10条 意見の尊重</p> <p>第11条 管理区域責任者の選任</p> <p>第12条 管理区域責任者の職務</p> <p>第13条 放射線安全委員会</p> <p>第14条 放射線業務従事者等</p>	
<p>第3章 保安教育</p> <p>第15条 <u>教育訓練</u></p> <p>第16条 保安教育の<u>内容</u></p>	<p>第3章 保安教育</p> <p>第15条 <u>保安教育実施方針</u></p> <p>第16条 保安教育の<u>年度計画</u></p> <p><u>第16条の2</u> <u>保安教育の実施</u></p>	法令改正に伴う変更
<p>第4章 保安上特に管理を必要とする設備等の操作</p> <p>第17条 要員の配置</p> <p>第18条 保管管理業務計画<u>及び報告</u></p> <p>第19条 臨界管理</p> <p>第20条 核燃料物質の保管</p>	<p>第4章 保安上特に管理を必要とする設備等の操作</p> <p>第17条 要員の配置</p> <p>第18条 保管管理業務計画</p> <p>第19条 臨界管理</p> <p>第20条 核燃料物質の保管</p>	記載の適正化
<p>第5章 放射線管理</p> <p>第21条 管理区域等の設定</p> <p>第22条 管理区域等への立ち入り制限</p> <p>第23条 一時管理区域</p> <p>第24条 管理区域に立ち入る者の遵守事項</p>	<p>第5章 放射線管理</p> <p>第21条 管理区域等の設定</p> <p>第22条 管理区域等への立ち入り制限</p> <p>第23条 一時管理区域</p> <p>第24条 管理区域に立ち入る者の遵守事項</p> <p><u>第24条の2</u> <u>管理区域内の放射線管理</u></p>	記載の適正化
<p>第6章 放射線測定</p> <p>第25条 放射線の量等の測定</p> <p>第26条 個人被ばく線量当量の測定</p> <p>第27条 測定結果の記録等</p> <p>第28条 測定に係る勧告及び措置</p>	<p>第6章 放射線測定</p> <p>第25条 放射線の量等の測定</p> <p>第26条 個人被ばく線量当量の測定</p> <p>第27条 測定結果の記録等</p> <p>第28条 測定に係る勧告及び措置</p> <p><u>第28条の2</u> <u>汚染の除去</u></p> <p><u>第28条の3</u> <u>放射線(能)測定器の定期的な自主検査</u></p>	法令改正に伴う変更 法令改正に伴う変更

<p>第7章 <u>施設の巡視、点検等</u></p> <p>第29条 <u>巡視及び点検</u>……………</p> <p>第30条 <u>放射線（能）測定器の定期的な自主検査</u>……………</p> <p><u>第31条</u> 保安上特に管理を必要とする設備の定期的な自主検査……………</p> <p>第8章 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵等</p> <p>第31条の2 受渡し……………</p> <p>第31条の3 運搬……………</p> <p>第32条 保管……………</p> <p><u>第33条</u> <u>核燃料物質に係る定期貯蔵点検</u>……………</p> <p><u>第33条の2</u> 非定常作業……………</p> <p>第9章 核燃料物質に汚染されたものの保管</p> <p>第34条 保管廃棄の基準……………</p> <p><u>第35条</u> <u>保管廃棄物に係る定期保管点検</u>……………</p> <p>第10章 品質<u>保証</u></p> <p>第36条 品質<u>保証</u>計画の策定……………</p> <p>第37条 職務及び組織……………</p> <p><u>第38条</u> <u>品質保証活動の実施</u>……………</p> <p><u>第39条</u> <u>品質保証活動の評価</u>……………</p> <p><u>第40条</u> <u>品質保証計画の継続的な改善</u>……………</p> <p><u>第41条</u> <u>品質保証活動に必要な文書及び記録</u>……………</p> <p>第11章 非常時の措置</p> <p>第42条 非常事態……………</p> <p>第43条 事前措置……………</p> <p>第44条 通報……………</p> <p>第45条 応急処置等……………</p> <p>第46条 防護活動……………</p> <p>第47条 緊急作業に係る線量限度……………</p> <p>第48条 地震等の災害時における措置……………</p> <p>第12章 記録</p> <p>第49条 記録……………</p> <p>第13章 報告</p> <p>第50条 事故の報告……………</p>	<p>第7章 <u>施設管理</u></p> <p><u>第28条の4</u> <u>施設管理方針の策定</u>……………</p> <p><u>第28条の5</u> <u>施設管理目標の策定</u>……………</p> <p><u>第28条の6</u> <u>施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定</u>……………</p> <p><u>第28条の7</u> <u>施設管理実施計画の策定</u>……………</p> <p><u>第28条の8</u> <u>施設管理実施計画に基づく施設管理の実施</u>……………</p> <p><u>第28条の9</u> <u>施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価</u>……………</p> <p>第29条 巡視……………</p> <p>第30条 <u>施設管理に関する定期的な検査</u>……………</p> <p><u>第30条の2</u> 保安上特に管理を必要とする設備の定期的な自主検査……………</p> <p><u>第30条の3</u> <u>核燃料物質に係る定期貯蔵点検</u>……………</p> <p><u>第30条の4</u> <u>保管廃棄物に係る定期保管点検</u>……………</p> <p><u>第30条の5</u> <u>修理、取換え又は改造</u>……………</p> <p><u>第31条</u> <u>使用前事業者検査</u>……………</p> <p>第8章 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵等</p> <p>第31条の2 受渡し……………</p> <p>第31条の3 運搬……………</p> <p>第32条 保管……………</p> <p><u>第33条</u> 非定常作業……………</p> <p>第9章 核燃料物質に汚染されたものの保管</p> <p>第34条 保管廃棄の基準……………</p> <p>第10章 品質<u>マネジメント計画</u></p> <p>第36条 品質<u>管理</u>計画の策定……………</p> <p>第37条 <u>品質管理に係わる職務及び組織</u>……………</p> <p>第11章 非常時の措置</p> <p>第42条 非常事態……………</p> <p>第43条 事前措置……………</p> <p>第44条 通報……………</p> <p>第45条 応急処置等……………</p> <p>第46条 防護活動……………</p> <p><u>第46条の2</u> <u>原子力災害対策特別措置法に基づく措置</u>……………</p> <p>第47条 緊急作業に係る線量限度……………</p> <p>第48条 地震等の災害時における措置……………</p> <p>第12章 記録</p> <p>第49条 記録……………</p> <p>第13章 報告</p> <p>第50条 事故の報告……………</p> <p><u>第14章</u> <u>技術情報の共有及び不適合情報の公開</u></p> <p><u>第51条</u> <u>技術情報の共有</u>……………</p> <p><u>第52条</u> <u>不適合事象の公開</u>……………</p>	<p>法令改正に伴う変更</p> <p>法令改正に伴う変更 条番号変更 記載の適正化 記載の適正化 法令改正に伴う変更 法令改正に伴う変更</p> <p>記載の適正化 条番号変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>法令改正に伴う変更</p> <p>法令改正に伴う変更</p>
--	---	---

<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 (変更なし)</p>	
<p style="text-align: center;">第2章 保安管理組織</p> <p>第6条～第8条 (省略)</p> <p>(主務者の職務)</p> <p>第9条 主務者は、法令及びこの規定の定めるところに従い次に掲げる職務を誠実にを行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合は、研究所長に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ助言又は協力をする こと。</p> <p>(3) 保安上必要な場合は、各管理職位に対して説明を求め、保安のための指示を行う こと。</p> <p>(4) この規定に定める計画の作成に参画すること。</p> <p><u>(5) 所管官庁が法に基づいて実施する検査に立会うこと。</u></p> <p><u>(6) 法に基づく報告を審査すること。</u></p> <p><u>(7) 第49条に示す記録を確認すること。</u></p> <p><u>(8) 教育訓練計画の作成、改訂に参画すること。</u></p> <p><u>(9) 本規定又は細則の制定、改廃に参画すること。</u></p> <p><u>(10) 異常及び故障の原因の調査並びに故障報告の作成に参画すること。</u></p> <p><u>(11) その他、保安監督に必要な事項</u></p> <p>第10条～第14条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 保安管理組織</p> <p>第6条～第8条 (変更なし)</p> <p>(主務者の職務)</p> <p>第9条 主務者は、法令及びこの規定の定めるところに従い次に掲げる職務を誠実にを行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合は、研究所長に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ助言又は協力をする こと。</p> <p>(3) 保安上必要な場合は、各管理職位に対して説明を求め、保安のための指示を行う こと。</p> <p>(4) この規定に定める計画の作成に参画すること。</p> <p><u>(5) 法に基づく報告を審査すること。</u></p> <p><u>(6) 第49条に示す記録を確認すること。</u></p> <p><u>(7) 教育訓練計画の作成、改訂に参画すること。</u></p> <p><u>(8) 本規定又は細則の制定、改廃に参画すること。</u></p> <p><u>(9) 異常及び故障の原因の調査並びに故障報告の作成に参画すること。</u></p> <p><u>(10) その他、保安監督に必要な事項</u></p> <p>第10条～第14条 (変更なし)</p>	<p>法令改正に伴う変更 番号順次変更</p>
<p style="text-align: center;">第3章 保安教育</p> <p>(保安教育の内容)</p> <p><u>第16条 前条第3項の保安教育についての内容は、次の各号に定めるところによる。その他施設等に係る保安教育に関し必要な事項を含めることができる。</u></p> <p><u>(1) 関係法令及び本規定に関すること。</u></p> <p><u>(2) 施設等の構造、性能に関すること。</u></p> <p><u>(3) 放射線管理に関すること。</u></p> <p><u>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</u></p> <p><u>(5) 非常の場合に採るべき処置に関すること。</u></p> <p><u>2 管理担当部長は、放管長を指揮し前条第3項第1号の教育を行う場合、前項各号に定める内容について第1表に定める時間の教育を行うものとする。但し、同表右欄に示す国家資格又は同等の教育を受けた者である場合は該当する号の教育を省略できる。</u></p> <p><u>3 放管長は、前項により教育を省略する場合は、資格証又は履修証等を確認し省略の理由を記録する。</u></p> <p><u>4 管理担当部長は、放管長を指揮し前条第3項第2号の教育を行う場合、第1項各号に定</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 保安教育</p> <p>(保安教育実施方針)</p> <p><u>第15条 所長は、以下に示す保安教育の実施方針に基づいて年度ごとの保安教育計画を立案させ、必要な対象者に保安教育を実施させなければならない。</u></p> <p><u>(1) 保安教育の実施内容</u></p> <p><u>保安教育の実施内容は、以下に示す事項とする。その他施設等に係る保安教育に関し必要な事項を含めることができる。</u></p> <p><u>イ. 関係法令及び本規定に関すること。</u></p> <p><u>ロ. 施設等の構造、性能に関すること。</u></p> <p><u>ハ. 放射線管理に関すること。</u></p> <p><u>ニ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</u></p> <p><u>ホ. 非常の場合に採るべき処置に関すること。</u></p> <p><u>(2) 保安教育の実施時期</u></p> <p><u>保安教育は、以下の各号に定める時期に実施しなければならない。</u></p> <p><u>イ. 初めて管理区域に立ち入る前</u></p>	<p>法令改正に伴う変更</p>

<p><u>められる項目を計画的に3年間で全て実施しなければならない。但し、変更又は改正の場合はその都度。</u></p> <p><u>5 一時立入者であって業務上管理区域に立ち入る者に対しては、前1項の必要な項目について保安教育を行う。</u></p> <p>(教育訓練)</p> <p>第15条 管理担当部長は、放管長を指揮し、保安教育並びに危険時における措置についての訓練（以下「措置訓練」という。）についての計画を毎年当該年度の開始に先立ち立案し、研究所長の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 研究所長は、保安教育並びに措置訓練の計画承認にあたっては、主務者の意見を確認すること。</p> <p>3 管理担当部長は第1項の計画に基づき、放管長を指揮して、放射線業務従事者及び第7条に定める保安管理の職位にあたる者に対し、<u>各号に定める時期に保安教育を実施しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 初めて管理区域に立ち入る前</u></p> <p><u>(2) 管理区域に立ち入った後、定期的に年1回</u></p> <p>4 管理担当部長は、危険時における措置訓練を年1回以上行い、その結果を、主務者及び研究所長へ報告する。</p>	<p><u>ロ. 管理区域に立ち入った後、定期的に年1回</u></p> <p>(3) 保安教育の時間数及び免除</p> <p><u>保安教育は、第1表に定める教育時間数の教育を行わなければならない。ただし、同表に示す国家資格又は同等の教育を受けた者である場合は該当する号の教育を省略できる。この場合、放管長は、資格証又は履修証等を確認し省略の理由を記録する。</u></p> <p>(4) 保安教育の計画的な実施</p> <p><u>イ. 保安教育は計画的に実施し、初めて管理区域に立ち入る前の保安教育では第1表に示す項目の全てを実施し、管理区域に立ち入った後定期的に年1回行う保安教育では3年間で第1表の項目全てを実施しなければならない。</u></p> <p><u>ロ. 保安教育の具体的な内容については、関係法令及び規定等の改定及び実施結果に基づき改善などを反映した見直しを、定期的な教育の実施前に行わなければならない。</u></p> <p>(保安教育の年度計画)</p> <p>第16条 管理担当部長は、放管長を指揮し、<u>前条に示す保安教育の実施方針に基づき</u>、保安教育並びに危険時における措置についての訓練（以下「措置訓練」という。）についての計画を毎年当該年度の開始に先立ち立案し、研究所長の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 研究所長は、保安教育並びに措置訓練の計画承認にあたっては、主務者の意見を確認すること。</p> <p>(保安教育の実施)</p> <p>第16条の2 管理担当部長は前条の保安教育の年度計画に基づき、放管長を指揮して、放射線業務従事者及び第7条に定める保安管理の職位にあたる者に対し、保安教育を実施し、<u>その結果を主務者及び研究所長に報告する。</u></p> <p>2 <u>管理担当部長は、一時立入者であって業務上管理区域に立ち入る者に対しては、前条第1項の必要な項目について保安教育を行う。</u></p> <p>3 管理担当部長は、危険時における措置訓練を年1回以上行い、その結果を、主務者及び研究所長へ報告する。</p>	<p>法令改正に伴う変更</p> <p>法令改正に伴う変更</p>
<p>第4章 保安上特に管理を必要とする設備等の操作</p> <p>(要員の配置)</p> <p>第17条 研究所長は、核燃料物質等の保管管理に必要な人員を配置する。</p> <p>(保管管理業務計画及び報告)</p> <p>第18条 N28-2担当部長は、管理区域責任者を指揮し核燃料物質等の保管管理に係る業務計画を毎年当該年度の開始に先立ち作成し、研究所長の承認を得る。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 管理区域責任者は、放管長と協力し前項の業務計画を立案すること。</p>	<p>第4章 保安上特に管理を必要とする設備等の操作</p> <p>(要員の配置)</p> <p>第17条 研究所長は、核燃料物質等の保管管理に必要な人員を配置する。</p> <p>(保管管理業務計画)</p> <p>第18条 N28-2担当部長は、管理区域責任者を指揮し核燃料物質等の保管管理に係る業務計画を毎年当該年度の開始に先立ち作成し、研究所長の承認を得る。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 管理区域責任者は、放管長と協力し前項の業務計画を立案すること。</p>	<p>記載の適正化</p>

<p>3 研究所長は、業務計画の承認にあたっては主務者の意見を確認すること。</p> <p><u>4 作業者は前項の業務計画に基づく放射線作業を行う場合は、事前に放射線作業計画を作成し管理区域責任者の承認を得て行う。これを終えた場合もその旨を管理区域責任者に報告する。</u></p> <p><u>5 管理区域責任者は、前項の放射線作業計画の承認においては放管長の審査と主務者の承認を得て行き、作業終了においてはこれを放管長及び主務者へ報告すること。</u></p> <p>(臨界管理)</p> <p>第19条 N28-2 担当部長は、核燃料物質の保管管理業務に際していかなるときにおいても、臨界に達しないよう管理する。</p> <p>(核燃料物質の保管)</p> <p>第20条 N28-2 担当部長は、貯蔵施設において年間予定使用量以上の核燃料物質を保管してはならない。</p> <p>2 管理区域責任者及び放管長は、貯蔵施設に注意事項等、保安上必要な事項を掲示する。</p> <p>3 管理区域責任者及び放管長は、核燃料物質を搬入又は搬出する場合その他必要がある場合を除き、貯蔵施設には、施錠又は立入制限の措置を講じる。</p>	<p>3 研究所長は、業務計画の承認にあたっては主務者の意見を確認すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(臨界管理)</p> <p>第19条 N28-2 担当部長は、核燃料物質の保管管理業務に際していかなるときにおいても、臨界に達しないよう管理する。</p> <p>(核燃料物質の保管)</p> <p>第20条 N28-2 担当部長は、貯蔵施設において年間予定使用量以上の核燃料物質を保管してはならない。</p> <p>2 管理区域責任者及び放管長は、貯蔵施設に注意事項等、保安上必要な事項を掲示する。</p> <p>3 管理区域責任者及び放管長は、核燃料物質を搬入又は搬出する場合その他必要がある場合を除き、貯蔵施設には、施錠又は立入制限の措置を講じる。</p>	<p>記載の適正化 (放射線管理に移動)</p>
<p>第5章 放射線管理</p> <p>第21条～第23条 (省略)</p> <p>(管理区域に立ち入る者の遵守事項)</p> <p>第24条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 放管長及び管理区域責任者の指示に従うこと。</p> <p>(2) 放射線業務従事者は、管理区域立入に際して個人線量計及び100マイクロシーベルト毎週を超えるおそれのある場合は直読式線量計を定められた箇所に着用すること。又、1週間の管理区域立入時間が2時間を超えるおそれのある場合は放射線作業計画書を事前に提出し、補助的に着用する直読式線量計により250マイクロシーベルト毎週を超えないように管理すること。</p> <p>(3) 一時立入者は、管理区域立入に際して、放管長の指示により直読式線量計を定められた箇所に着用し、立入記録簿に線量当量を記録すること。ただし、複数の一時立入者の被ばく線量が一樣になると判断できる場合には、代表者のみに着用させることができる。</p> <p>(4) 出入りに際しては、定められた出入口を通ること。</p> <p>(5) 出入口に掲示する注意事項を確認し、励行すること。</p> <p>(6) 管理区域内は、整理整頓し、清掃に努めること。</p> <p>(7) 飲食及び喫煙は行わないこと。</p> <p>(8) 業務上必要とするものの他、物品を持ち込まないこと。</p>	<p>第5章 放射線管理</p> <p>第21条～第23条 (変更なし)</p> <p>(管理区域に立ち入る者の遵守事項)</p> <p>第24条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守し<u>放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くなるように努め</u>なければならない。</p> <p>(1) 放管長及び管理区域責任者の指示に従うこと。</p> <p>(2) 放射線業務従事者は、管理区域立入に際して個人線量計及び100マイクロシーベルト毎週を超えるおそれのある場合は直読式線量計を定められた箇所に着用すること。又、1週間の管理区域立入時間が2時間を超えるおそれのある場合は放射線作業計画書を事前に提出し、補助的に着用する直読式線量計により250マイクロシーベルト毎週を超えないように管理すること。</p> <p>(3) 一時立入者は、管理区域立入に際して、放管長の指示により直読式線量計を定められた箇所に着用し、立入記録簿に線量当量を記録すること。ただし、複数の一時立入者の被ばく線量が一樣になると判断できる場合には、代表者のみに着用させることができる。</p> <p>(4) 出入りに際しては、定められた出入口を通ること。</p> <p>(5) 出入口に掲示する注意事項を確認し、励行すること。</p> <p>(6) 管理区域内は、整理整頓し、清掃に努めること。</p> <p>(7) 飲食及び喫煙は行わないこと。</p> <p>(8) 業務上必要とするものの他、物品を持ち込まないこと。</p>	<p>ALARA 原則の記載</p>

<p>(9) 不必要に長く管理区域内にとどまらないこと。</p>	<p>(9) 不必要に長く管理区域内にとどまらないこと。</p> <p><u>(管理区域内の放射線管理)</u></p> <p><u>第24条の2 核燃料物質等保管管理に係る業務計画に基づき実施する業務で放射線被ばく若しくは汚染を伴い、又はそのおそれのある業務（以下「放射線業務」という。）を行おうとする作業者は事前に放射線作業計画を作成しなければならない。</u></p> <p><u>2 管理区域責任者は放射線作業計画の承認に当たり、放射線被ばく及び汚染が合理的に達成できる限り低くなるように努めなければならない。</u></p> <p><u>3 管理区域責任者は、前項の放射線作業計画の承認においては放管長の審査と主務者の確認を得て行い、作業終了においてはこれを放管長及び主務者へ報告すること。</u></p>	<p>記載の適正化 (保安上特に管理を必要とする設備等の操作から移動)</p> <p>ALARA 原則の記載</p>
<p style="text-align: center;">第6章 放射線測定</p> <p>第25条 (省略)</p> <p>(個人被ばく線量当量の測定)</p> <p>第26条 放管長は、管理区域に立ち入る者について、外部被ばく及び内部被ばくによる線量当量の測定を次に定めるところにより行う。ただし、一時立入者にあつては、その者の被ばくする線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこととする。</p> <p>(1) 外部被ばくによる線量当量の測定は、適切な放射線測定器を用いて管理区域に立ち入っている間継続して次に定めるところにより行う。</p> <p>イ. 測定は胸部（女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意志のない旨を書面で申し出た者を除く。以下同じ。）にあつては腹部。）について1センチメートル線量当量、及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。</p> <p>ロ. 測定頻度については、補助放射線測定器は毎日、放射線測定器は3月1回以上測定(女子にあつては、1月1回)すること。ただし、補助放射線測定器による測定結果が1週間以内に1ミリシーベルトを超えた場合には、放射線測定器の測定はその都度行う。</p> <p>(2) 内部被ばくによる線量の測定は、核燃料物質を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合について行うものとする。</p> <p>第27条～第28条 (省略)</p> <p>(新規)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 放射線測定</p> <p>第25条 (変更なし)</p> <p>(個人被ばく線量当量の測定)</p> <p>第26条 放管長は、管理区域に立ち入る者について<u>放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くなるように努め</u>、外部被ばく及び内部被ばくによる線量当量の測定を次に定めるところにより行う。ただし、一時立入者にあつては<u>放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くなるように努め</u>、その者の被ばくする線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこととする。</p> <p>(1) 外部被ばくによる線量当量の測定は、適切な放射線測定器を用いて管理区域に立ち入っている間継続して次に定めるところにより行う。</p> <p>イ. 測定は胸部（女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意志のない旨を書面で申し出た者を除く。以下同じ。）にあつては腹部。）について1センチメートル線量当量、及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。</p> <p>ロ. 測定頻度については、補助放射線測定器は毎日、放射線測定器は3月1回以上測定(女子にあつては、1月1回)すること。ただし、補助放射線測定器による測定結果が1週間以内に1ミリシーベルトを超えた場合には、放射線測定器の測定はその都度行う。</p> <p>(2) 内部被ばくによる線量の測定は、核燃料物質を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合について行うものとする。</p> <p>第27条～第28条 (変更なし)</p> <p><u>(汚染の除去)</u></p> <p><u>第28条の2 放管長は、管理区域内の人が手にふれる物品、床、壁等が放射性物質により汚染され表面密度限度を超える場合には、表面密度限度以下になるまで汚染の除去を行わなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に係る汚染の除去が困難な場合には、放管長は当該汚染場所への人の立入制限を行</u></p>	<p>ALARA 原則の記載</p> <p>法令改正に伴う変更</p>

<p>(新規)</p>	<p><u>う等人体に被害をおよぼさないような措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(放射線(能)測定器の定期的な自主検査)</u> <u>第28条の3 放管長は、第4表に示す設備を整備し、これらの点検校正を年1回以上定期的に行わなければならない。</u></p> <p><u>2 放管長は、前項の点検結果、異常を認めたときは、修理等必要な措置を講じるとともに主務者及び管理担当部長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 放管長は、定期的な自主検査の実施記録をとりまとめ、第6表の定めるところによりこれを保存しなければならない。</u></p>	<p>記載の適正化 (施設管理から移動)</p>
<p>第7章 <u>施設の巡視、点検等</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>第7章 <u>施設管理</u></p> <p><u>(施設管理方針の策定)</u> <u>第28条の4 所長は、N28-2 施設の保全のため、施設管理に関する方針（以下「施設管理方針」という）を策定しなければならない。また、施設管理方針等の評価など、必要な場合には施設管理方針を変更しなければならない。</u></p> <p><u>2 所長は、前項の策定又は変更を行った場合には、その内容を N28-2 担当部長、管理担当部長、管理区域責任者、放管長、主務者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(施設管理目標の策定)</u> <u>第28条の5 N28-2 担当部長及び管理担当部長は、前条の施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を作成し、所長の承認を受けなければならない。また、施設管理方針等の評価など、必要な場合には施設管理目標を変更し、所長の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、主務者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>3 N28-2 担当部長は、第1項の承認を受けたときは、管理区域責任者、管理担当部長及び放管長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</u> <u>第28条の6 N28-2 担当部長及び管理担当部長は、前条の施設管理目標を踏まえ、重要度の高い設備について、定量的な施設管理目標を作成し、所長の承認を受けなければならない。また、施設管理方針等の評価など、必要な場合には施設管理目標を変更し、所長の承認を受けなければならない。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合には、この限りではない。</u></p> <p><u>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、主務者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>3 N28-2 担当部長は、第1項の承認を受けたときは、管理区域責任者、管理担当部長及び放管長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(施設管理実施計画の策定)</u> <u>第28条の7 管理区域瀬金車及び放管長は、前条の施設管理目標を達成するため、次の各号に掲げ</u></p>	<p>法令改正に伴う変更</p> <p>法令改正に伴う変更</p> <p>法令改正に伴う変更</p> <p>法令改正に伴う変更</p>

<p>(新規)</p>	<p><u>る事項を定めた施設管理実施計画を作成し、N28-2 担当部長及び管理担当部長の承認を受けなければならない。また、施設管理実施計画を変更する場合も同様とする。</u></p> <p><u>(1) 施設管理計画の始期及び期間に関すること</u></p> <p><u>(2) N28-2 施設の設計及び工事に関すること</u></p> <p><u>(3) N28-2 施設の巡視 (N28-2 施設の保全のために実施するものに限る) に関すること</u></p> <p><u>(4) N28-2 施設の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期に関すること</u></p> <p><u>(5) N28-2 施設の工事、点検及び検査等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること</u></p> <p><u>(6) N28-2 施設の設計、工事、巡視、点検及び検査等の結果の確認及び評価の方法に関すること</u></p> <p><u>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき措置 (未然防止措置を含む) に関すること</u></p> <p><u>(8) N28-2 施設の施設管理に関する記録に関すること</u></p> <p><u>2 N28-2 担当部長は、前項の承認をしようとするときは、主務者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(施設管理実施計画に基づく施設管理の実施)</u></p> <p><u>第28条の8 管理区域責任者及び放管長は、前条の施設管理実施計画に定めるところにより、施設管理を実施しなければならない。</u></p>	<p>法令改正に伴う変更</p>
<p>(新規)</p>	<p><u>(施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価)</u></p> <p><u>第28条の9 N28-2 担当部長及び管理担当部長は、施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画についての評価を、施設管理実施計画の終期の都度及び必要に応じて行い、主務者の同意を得るとともに、その結果を所長、管理区域責任者、放管長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 所長は、前項の報告に基づき、施設管理方針について必要な変更を行わなければならない。</u></p> <p><u>3 部長及び管理担当部長は、第1項の報告に基づき、施設管理目標について必要な変更を行わなければならない。</u></p> <p><u>4 室長及び放管長は、第1項の報告に基づき、施設管理実施計画について必要な変更を行わなければならない。</u></p>	<p>法令改正に伴う変更</p>
<p>(巡視及び点検)</p> <p>第29条 放管長は、毎日次に掲げる施設の設備について巡視を<u>行い、かつ点検を実施し</u>なければならない。</p> <p>(平日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>点検</u>対象 貯蔵施設及び設備 ・ 巡視<u>点検</u>項目 目視による損傷、漏洩、移動、落下等の異常の有無の確認 <p>(休日)</p>	<p>(巡視)</p> <p>第29条 放管長は、毎日次に掲げる施設の設備について、<u>放射線被ばくが合理的に達成できる限り低くなるよう努めながら巡視を行わ</u>なければならない。</p> <p>(平日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>巡視</u>対象 貯蔵施設及び設備 ・ 巡視項目 目視による損傷、漏洩、移動、落下等の異常の有無の確認 <p>(休日)</p>	<p>法令改正に伴う変更 ALARA 原則の記載</p>

<p>・<u>点検</u>対象 貯蔵施設の外壁（扉、施錠を含む。）</p> <p>・巡視<u>点検</u>項目 目視による損傷等の異常の有無の確認</p> <p>2 放管長は、前項の巡視<u>及び点検</u>の結果、異常を認めたときは速やかにその旨を主務者、管理担当部長並びに N28-2 担当部長に報告しなければならない。</p> <p>3 前項の報告を受けた者は、放管長及び管理区域責任者と協議の上、保安に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 放管長は、震度 4 以上の地震が発生した場合は、第 1 項に準じた点検を実施し、その点検の結果を第 2 項に準じて報告しなければならない。</p> <p><u>(放射線(能)測定器の定期的な自主検査)</u></p> <p><u>第 30 条 放管長は、第 4 表に示す設備を整備し、これらの点検校正を年 1 回以上定期的に行わなければならない。</u></p> <p><u>2 放管長は、前項の点検結果、異常を認めたときは、修理等必要な措置を講じるとともに主務者及び管理担当部長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 放管長は、定期的な自主検査の実施記録をとりまとめ、第 6 表の定めるところによりこれを保存しなければならない。</u></p> <p>(新規)</p>	<p>・<u>巡視</u>対象 貯蔵施設の外壁（扉、施錠を含む。）</p> <p>・巡視項目 目視による損傷等の異常の有無の確認</p> <p>2 放管長は、前項の巡視の結果、異常を認めたときは速やかにその旨を主務者、管理担当部長並びに N28-2 担当部長に報告しなければならない。</p> <p>3 前項の報告を受けた者は、放管長及び管理区域責任者と協議の上、保安に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 放管長は、震度 4 以上の地震が発生した場合は、第 1 項に準じた点検を実施し、その点検の結果を第 2 項に準じて報告しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(施設管理に関する定期的な検査)</u></p> <p><u>第 30 条 管理区域責任者は、施設管理に関する定期的な検査を実施しようとするときは、放管長の協力を得て、次の各号に掲げる事項を明らかにした実施計画及び実施要領書を作成し、N28-2 担当部長及び管理担当部長の承認を得なければならない。また、これらを変更するも同様とする。</u></p> <p><u>(1) 実施計画</u></p> <p><u>イ. 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ. 検査の項目及び実施体制</u></p> <p><u>ハ. 予定期間</u></p> <p><u>ニ. 定量的な施設管理目標（第 28 条の 4 で定める重要度の高い設備・機器に限る）</u></p> <p><u>(2) 検査要領書</u></p> <p><u>イ. 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ. 検査の項目と検査場所</u></p> <p><u>ハ. 検査前条件</u></p> <p><u>ニ. 検査の方法</u></p> <p><u>ホ. 検査の判定基準</u></p> <p><u>2 N28-2 担当部長及び管理担当部長は、前項の承認をしようとするときは、主務者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>3 管理区域責任者及び放管長は、実施計画及び実施要領書に従い検査を実施し、その結果に基づいて検査報告書を作成し、主務者、N28-2 担当部長、管理担当部長及び研究所長に報告しなければならない。</u></p>	<p>記載の適正化 (放射線測定に移動)</p> <p>法令改正に伴う変更</p>
---	---	---

<p>(保安上特に管理を必要とする設備の定期的な自主検査)</p> <p>第3.1条 管理区域責任者は、放管長の協力を得て、保安上特に管理を要する施設（設備）（第5表）について、性能が維持されているかどうかについての検査を年1回以上定期的に行わなければならない。</p> <p>2 管理区域責任者及び放管長は、定期的な自主検査の結果、異常を認めたときは速やかにその旨を主務者、管理担当部長並びに N28-2 担当部長に報告しなければならない。</p> <p>3 前項の報告を受けた N28-2 担当部長は、放管長及び管理区域責任者と協議の上、修理する等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 管理区域責任者及び放管長は、第1項、第2項及び前項の措置及びその結果についてとりまとめて、主務者、N28-2 担当部長、管理担当部長及び研究所長に報告しなければならない。</p> <p>5 管理区域責任者及び放管長は、定期的な自主検査の実施記録をとりまとめ、第6表の定めるところによりこれを保存しなければならない。</p>	<p>(保安上特に管理を必要とする設備の定期的な自主検査)</p> <p>第3.0条の2 管理区域責任者は、放管長の協力を得て、保安上特に管理を要する施設（設備）（第5表）について、<u>放射線被ばくが合理的に達成できる限り低くなるよう努めながら</u>性能が維持されているかどうかについての検査を年1回以上定期的に行わなければならない。</p> <p>2 管理区域責任者及び放管長は、定期的な自主検査の結果、異常を認めたときは速やかにその旨を主務者、管理担当部長並びに N28-2 担当部長に報告しなければならない。</p> <p>3 前項の報告を受けた N28-2 担当部長は、放管長及び管理区域責任者と協議の上、修理する等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 管理区域責任者及び放管長は、第1項、第2項及び前項の措置及びその結果についてとりまとめて、主務者、N28-2 担当部長、管理担当部長及び研究所長に報告しなければならない。</p> <p>5 管理区域責任者及び放管長は、定期的な自主検査の実施記録をとりまとめ、第6表の定めるところによりこれを保存しなければならない。</p>	<p>条番号の変更</p> <p>ALARA 原則の記載</p>
<p>(新規)</p>	<p>(核燃料物質に係る定期貯蔵点検)</p> <p>第3.0条の3 管理区域責任者及び放管長は、核燃料物質が健全な状態で保管されていることを<u>放射線被ばくが合理的に達成できる限り低くなるよう努めながら</u>、年1回以上定期的に点検しなければならない。</p> <p>2 放管長は点検の結果、異常を認めたときは速やかにその旨を管理担当部長に報告し、必要な措置について主務者並びに管理区域責任者と協議しなければならない。</p> <p>3 前項の協議により講じる措置とその結果について、管理担当部長は研究所長、主務者並びに N28-2 担当部長に報告する。</p> <p>4 放管長は、点検の実施結果をとりまとめ、管理担当部長、主務者及び研究所長に報告し、これを5年間保存しなければならない。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>(核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵等から移動)</p> <p>ALARA 原則の記載</p>
<p>(新規)</p>	<p>(保管廃棄物に係る定期保管点検)</p> <p>第3.0条の4 管理区域責任者及び放管長は、廃棄物が健全な状態で保管廃棄されていることを<u>放射線被ばくが合理的に達成できる限り低くなるよう努めながら</u>年1回以上定期的に点検しなければならない。</p> <p>2 放管長は点検の結果、異常を認めたときは速やかにその旨を管理担当部長に報告し、必要な措置について主務者並びに管理区域責任者と協議しなければならない。</p> <p>3 前項の協議により講じる措置とその結果について、管理担当部長は研究所長、主務者並びに N28-2 担当部長に報告する。</p> <p>4 放管長は、点検の実施結果をとりまとめ、管理担当部長、主務者及び研究所長に報告し、これを5年間保存しなければならない。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>(核燃料物質に汚染されたものの保管から移動)</p> <p>ALARA 原則の記載</p>
<p>(新規)</p>	<p><u>(修理、取換え又は改造)</u></p> <p>第3.0条の5 <u>管理区域責任者及び放管長は、定期的な検査の結果、異常を認めたときは速やかにその旨を主務者、管理担当部長並びに N28-2 担当部長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の報告を受けた N28-2 担当部長は、放管長及び管理区域責任者と協議の上、修理する等必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>法令改正に伴う変更</p>

<p>(新規)</p>	<p><u>4 管理区域責任者及び放管長は、第1項、第2項及び前項の措置及びその結果についてとりまとめて、主務者、N28-2 担当部長、管理担当部長及び研究所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>5 管理区域責任者及び放管長は、定期的な検査の実施記録をとりまとめ、第6表の定めるところによりこれを保存しなければならない。</u></p> <p><u>(使用前事業者検査)</u></p> <p><u>第31条 検査員は、N28-2 施設の使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書を作成し、N28-2 担当部長の承認を得なければならない。また、これらを変更するも同様とする。</u></p> <p>(1) <u>使用前事業者検査計画</u></p> <p><u>イ. 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ. 改造等の内容</u></p> <p><u>ハ. 検査の項目及び実施体制</u></p> <p><u>ニ. 予定期間</u></p> <p>(2) <u>使用前事業者検査要領書</u></p> <p><u>イ. 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ. 検査の項目と検査場所</u></p> <p><u>ハ. 検査前条件</u></p> <p><u>ニ. 検査の方法</u></p> <p><u>ホ. 検査の判定基準</u></p> <p><u>2 N28-2 担当部長は、前項の承認をしようとするときは、主務者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>3 検査員は、使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書に従い検査を実施し、その結果に基づいて使用前検査成績書を作成し、主務者の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>4 検査員は、前項の確認を受けた使用前検査成績書を管理区域責任者及び放管長、N28-2 担当部長及び管理担当部長に通知しなければならない。</u></p>	<p>法令改正に伴う変更</p>
<p>第8章 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵等</p> <p>第31条の2 (省略)</p> <p>(運搬)</p> <p>第31条の3 N28-2 担当部長は、核燃料物質等を事業所内で運搬するときは、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと等、法に定める措置を講ずるとともに、あらかじめ管理担当部長及び主務者の承認を得なければならない。</p> <p>2 N28-2 担当部長は、前項の運搬が終了したときは、その結果を管理担当部長及び主務者に報告しなければならない。</p>	<p>第8章 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵等</p> <p>第31条の2 (変更なし)</p> <p>(運搬)</p> <p>第31条の3 N28-2 担当部長は、核燃料物質等を事業所内で運搬するときは<u>放射線被ばくが合理的に達成できる限り低くなるように努めるとともに</u>、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと等、法に定める措置を講ずるとともに、あらかじめ管理担当部長及び主務者の承認を得なければならない。</p> <p>2 N28-2 担当部長は、前項の運搬が終了したときは、その結果を管理担当部長及び主務者に報告しなければならない。</p>	<p>ALARA 原則の記載</p>

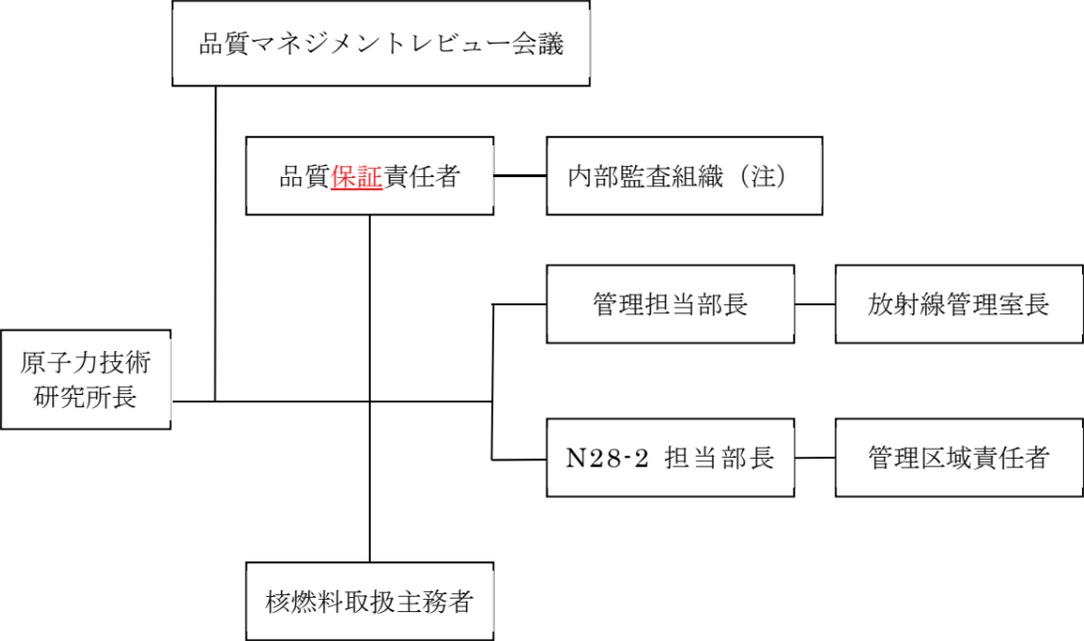
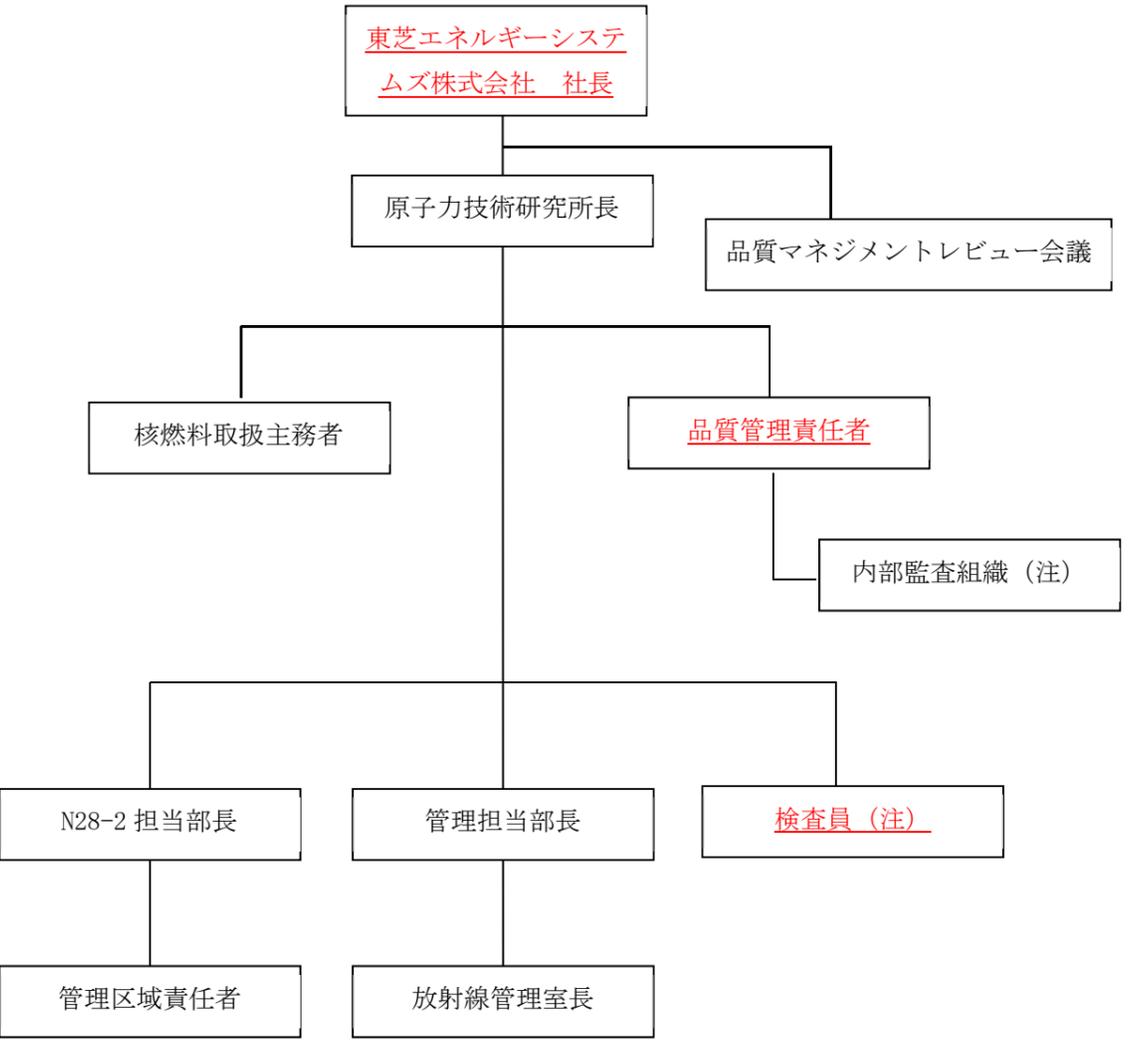
<p>第32条 (省略)</p> <p><u>(核燃料物質に係る定期貯蔵点検)</u></p> <p>第33条 管理区域責任者及び放管長は、核燃料物質が健全な状態で保管されていることを年1回以上定期的に点検しなければならない。</p> <p>2 放管長は点検の結果、異常を認めたときは速やかにその旨を管理担当部長に報告し、必要な措置について主務者並びに管理区域責任者と協議しなければならない。</p> <p>3 前項の協議により講じる措置とその結果について、管理担当部長は研究所長、主務者並びに N28-2 担当部長に報告する。</p> <p>4 放管長は、点検の実施結果をとりまとめ、管理担当部長、主務者及び研究所長に報告し、これを5年間保存しなければならない。</p> <p>(非正常作業)</p> <p>第33条の2 N28-2 担当部長は、管理区域責任者を指揮し、第18条(保管管理業務計画及び報告)で定める保管管理に係る業務以外の作業であって、核燃料物質(内容器に封入されたものに限る。)を取り扱う作業、核燃料物質の搬入又は搬出等(以下「非正常作業」という。)に係る業務計画を作業の開始に先立ち作成し、研究所長の承認を得る。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 管理区域責任者は、放管長と協力し前項の業務計画を立案すること。</p> <p>3 研究所長は、業務計画の承認にあたっては主務者の意見を確認すること。</p> <p>4 作業者は前項の業務計画に基づく放射線作業を行う場合は、事前に放射線作業計画を作成し管理区域責任者の承認を得て行う。これを終えた場合もその旨を管理区域責任者に報告する。</p> <p>5 管理区域責任者は、前項の放射線作業計画の承認においては放管長の審査と主務者の確認を得て行い、作業終了においてはこれを放管長及び主務者へ報告すること。</p>	<p>第32条 (変更なし)</p> <p>(削除)</p> <p>(非正常作業)</p> <p>第33条 N28-2 担当部長は、管理区域責任者を指揮し、第18条(保管管理業務計画及び報告)で定める保管管理に係る業務以外の作業であって、核燃料物質(内容器に封入されたものに限る。)を取り扱う作業、核燃料物質の搬入又は搬出等(以下「非正常作業」という。)に係る業務計画を作業の開始に先立ち作成し、研究所長の承認を得る。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 管理区域責任者は、放管長と協力し前項の業務計画を立案すること。</p> <p>3 研究所長は、業務計画の承認にあたっては主務者の意見を確認すること。</p> <p>4 作業者は前項の業務計画に基づく放射線作業を行う場合は、事前に放射線作業計画を作成し管理区域責任者の承認を得て行う。これを終えた場合もその旨を管理区域責任者に報告する。</p> <p>5 管理区域責任者は、前項の放射線作業計画の承認においては放管長の審査と主務者の確認を得て行い、作業終了においてはこれを放管長及び主務者へ報告すること。</p>	<p>記載の適正化 (施設管理へ移動)</p> <p>条番号の変更</p>
<p>第9章 核燃料物質に汚染されたものの保管</p> <p>第34条 (省略)</p> <p><u>(保管廃棄物に係る定期保管点検)</u></p> <p>第35条 管理区域責任者及び放管長は、廃棄物が健全な状態で保管廃棄されていることを年1回以上定期的に点検しなければならない。</p> <p>2 放管長は点検の結果、異常を認めたときは速やかにその旨を管理担当部長に報告し、必要な措置について主務者並びに管理区域責任者と協議しなければならない。</p> <p>3 前項の協議により講じる措置とその結果について、管理担当部長は研究所長、主務者並びに N28-2 担当部長に報告する。</p> <p>4 放管長は、点検の実施結果をとりまとめ、管理担当部長、主務者及び研究所長に報告し、これを5年間保存しなければならない。</p>	<p>第9章 核燃料物質に汚染されたものの保管</p> <p>第34条 (変更なし)</p> <p>(削除)</p>	<p>記載の適正化 (施設管理へ移動)</p>

<p style="text-align: center;">第10章 <u>品質保証</u></p> <p>(品質保証計画の策定)</p> <p>第36条 研究所長は、<u>品質保証</u>活動実施のため、<u>品質保証</u>計画を策定しなければならない。</p> <p>(職務及び組織)</p> <p>第37条 研究所長は、品質<u>保証</u>体制の構築、品質<u>保証</u>活動の実施、評価（監査を含む。）及びその継続的な改善について責任を負わなければならない。</p> <p>2 研究所長は、品質<u>保証</u>活動を実施するために、第1図の2に示す品質<u>保証</u>に係る組織を明確にしなければならない。また、品質<u>保証</u>に係る業務の統括を行う者として品質<u>保証</u>責任者及び品質<u>保証</u>に係る業務の内部監査を行う者として内部監査組織の長と監査員を選任しなければならない。</p> <p>3 研究所長は、<u>品質保証活動を評価することを目的に年1回品質マネジメントレビュー会議を開催しなければならない。</u></p> <p>(品質保証活動の実施)</p> <p>第38条 研究所長は、<u>前条に定める品質保証に係る組織に属するものに対し、品質保証計画に基づく保安に関し、必要な個々の業務の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む品質保証活動を実施させなければならない。</u></p> <p>2 <u>研究所長は、品質保証活動を実施するにあたって、前条に定める品質保証に係る組織に属する者に対し、品質保証活動に係る教育（品質保証責任者及び内部監査員の職務遂行のために必要な教育並びに品質保証に係る組織に属する者がそれぞれの業務を実施するために必要な教育）を実施しなければならない。</u></p> <p>(品質保証活動の評価)</p> <p>第39条 研究所長は、<u>品質保証計画に基づき、定期的に内部監査を実施し、品質保証活動の評価を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>研究所長は、品質保証計画に基づき、品質保証活動の結果、発生した不適合の管理を行わなければならない。</u></p> <p>(品質保証計画の継続的な改善)</p> <p>第40条 研究所長は、<u>品質保証計画に基づき、定期的なマネジメントレビュー及び発生した不適合に係る是正措置もしくは予防措置を通じて、品質保証活動計画の継続的な改善を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>研究所長は、予防措置には、保安活動の実施によって得られた知見のみならず、他の組織から得られた核燃料物質の使用等に係る技術情報について、自らの使用施設等の保安の</u></p>	<p style="text-align: center;">第10章 <u>品質マネジメント計画</u></p> <p>(品質管理計画の策定)</p> <p>第36条 研究所長は、<u>保安活動のための品質マネジメント</u>活動実施のため、<u>別添に示す品質管理</u>計画を策定しなければならない。</p> <p>(品質管理に係わる職務及び組織)</p> <p>第37条 研究所長は、品質<u>管理</u>体制の構築、品質<u>管理</u>活動の実施、評価（監査を含む。）及びその継続的な改善について責任を負わなければならない。</p> <p>2 研究所長は、品質<u>管理</u>活動を実施するために、第1図の2に示す品質<u>管理</u>に係る組織を明確にしなければならない。また、品質<u>管理</u>に係る業務の統括を行う者として品質<u>管理</u>責任者及び品質<u>管理</u>に係る業務の内部監査を行う者として内部監査組織の長と監査員を選任しなければならない。</p> <p>3 研究所長は、<u>品質管理計画に基づき使用前事業者検査等の独立性を持たせた検査を行う者として、当該保安活動の担当部門から独立した検査員を選任しなければならない。</u></p> <p>(品質管理計画を別添に示す。)</p> <p><u>第38条～第41条 削除</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>法令改正に伴う変更</p> <p>法令改正に伴う変更</p> <p>法令改正に伴う変更</p> <p>法令改正に伴う変更</p>
---	--	---

<p><u>向上にいかすための処置を含めること。</u></p> <p><u>(品質保証活動に必要な文書及び記録)</u></p> <p><u>第41条 研究所長は、品質保証活動の実施のために必要な文書及び記録を品質保証計画書において明確にしなければならない。</u></p>	<p>(削除)</p>	
<p>第11章 非常時の措置</p> <p>第42条～第44条 (省略)</p> <p>(応急処置等)</p> <p>第45条 N28-2 担当部長は、前条第1項の通報を受けた場合は、直ちに異常の状況を把握して、従業員の安全確保及び核燃料物質による汚染の拡大防止のための応急措置を講じなければならない。</p> <p>2 放管長は、前条第1項の通報を受けた場合は、直ちに放射線レベルを調査し、その状況を主務者、N28-2 担当部長及び管理担当部長に報告するとともに、放射線防護上の応急措置を講じなければならない。</p> <p>(防護活動)</p> <p>第46条 研究所長は、第44条第3項の通報を受け、非常事態であると判断した場合は、直ちに研究所長を本部長とする災害対策本部を設置しなければならない。</p> <p>2 研究所長は、前項に定める災害対策本部を設置した場合は、直ちにその旨を研究所内並びに研究所外関係機関へ通報連絡するとともに、要員を召集しなければならない。</p> <p>3 研究所長は、要員を指揮して、人命の救助、災害原因の除去及び災害拡大防止に係る防護活動を行わなければならない。</p> <p>4 研究所長は、災害の原因が除去され、災害拡大防止に係る防護活動が終了したと判断した場合は、災害対策本部の解散を宣言し、研究所内並びに研究所外関係機関へ通報連絡しなければならない。</p> <p>(新規)</p> <p>(緊急作業に係る線量限度)</p> <p>第47条 研究所長は、核燃料使用施設に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、貯蔵施設に重大な支障を及ぼす恐れがある施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、主務者の助言に基づき、放射線業務従事者(所員であって女子を除く。)を、</p>	<p>第11章 非常時の措置</p> <p>第42条～第44条 (変更なし)</p> <p>(応急処置等)</p> <p>第45条 N28-2 担当部長は、前条第1項の通報を受けた場合は、直ちに異常の状況を把握して、従業員の安全確保及び核燃料物質による汚染の拡大防止のための応急措置を講じなければならない。</p> <p>2 放管長は、前条第1項の通報を受けた場合は、直ちに放射線レベルを調査し、その状況を主務者、N28-2 担当部長及び管理担当部長に報告するとともに、<u>放射線被ばくが合理的に達成できる限り低くなるよう努めながら</u>放射線防護上の応急措置を講じなければならない。</p> <p>(防護活動)</p> <p>第46条 研究所長は、第44条第3項の通報を受け、非常事態であると判断した場合は、直ちに研究所長を本部長とする災害対策本部を設置しなければならない。</p> <p>2 研究所長は、前項に定める災害対策本部を設置した場合は、直ちにその旨を研究所内並びに研究所外関係機関へ通報連絡するとともに、要員を召集しなければならない。</p> <p>3 研究所長は、要員を指揮して<u>放射線被ばくが合理的に達成できる限り低くなるよう努めながら</u>人命の救助、災害原因の除去及び災害拡大防止に係る防護活動を行わなければならない。</p> <p>4 研究所長は、災害の原因が除去され、災害拡大防止に係る防護活動が終了したと判断した場合は、災害対策本部の解散を宣言し、研究所内並びに研究所外関係機関へ通報連絡しなければならない。</p> <p><u>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)</u></p> <p><u>第46条の2 所長は、原子力災害対策特別措置法に該当する事象が発生した場合には、東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所の原子力事業者防災業務計画に基づいた措置を行わなければならない。</u></p> <p>(緊急作業に係る線量限度)</p> <p>第47条 研究所長は、核燃料使用施設に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、貯蔵施設に重大な支障を及ぼす恐れがある施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、主務者の助言に基づき、放射線業務従事者(所員であって女子を除く。)を、</p>	<p>ALARA 原則の記載</p> <p>ALARA 原則の記載</p> <p>法令改正に伴う変更</p>

<p>緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 管理担当部長は、前項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、<u>放射線被ばくができる限り少なくなるように努める</u>とともに、緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）を実施しなければならない。</p> <p>3 管理担当部長は、第1項の規定により、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させなければならない。</p> <p>4 管理担当部長は、前項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、その実効線量が100ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量が300ミリシーベルト及び皮膚の等価線量が1シーベルトを超えないような措置を講じなければならない。</p> <p>5 管理担当部長は、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示第7条第2項に定める場合にあつては、前項の規定にかかわらず、第1項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、実効線量が250ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量が300ミリシーベルト及び皮膚の等価線量が1シーベルトを超えないような措置を講じなければならない。</p> <p>6 第1項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>7 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者は、前項の規定に加え、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者でなければならない。</p> <p>(地震等の災害時における措置)</p> <p>第48条 研究所長は、地震、火災等の災害が起こった場合には、管理担当部長を指揮して放射線施設・設備の点検を行わなければならない。</p> <p>2 管理担当部長は、第1項の点検結果についてとりまとめ、その結果を主務者及び研究所長に報告しなければならない。</p>	<p>緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 管理担当部長は、前項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、<u>放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くなるように努める</u>とともに、緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）を実施しなければならない。</p> <p>3 管理担当部長は、第1項の規定により、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させなければならない。</p> <p>4 管理担当部長は、前項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、その実効線量が100ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量が300ミリシーベルト及び皮膚の等価線量が1シーベルトを超えないような措置を講じなければならない。</p> <p>5 管理担当部長は、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示第7条第2項に定める場合にあつては、前項の規定にかかわらず、第1項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、実効線量が250ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量が300ミリシーベルト及び皮膚の等価線量が1シーベルトを超えないような措置を講じなければならない。</p> <p>6 第1項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>7 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者は、前項の規定に加え、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者でなければならない。</p> <p>(地震等の災害時における措置)</p> <p>第48条 研究所長は、地震、火災等の災害が起こった場合には、管理担当部長を指揮して<u>放射線被ばくが合理的に達成できる限り低くなるよう努めながら</u>放射線施設・設備の点検を行わなければならない。</p> <p>2 管理担当部長は、第1項の点検結果についてとりまとめ、その結果を主務者及び研究所長に報告しなければならない。</p>	<p>ALARA 原則の記載</p> <p>ALARA 原則の記載</p>
<p>第12章 記録</p> <p>第49条 (省略)</p>	<p>第12章 記録</p> <p>第49条 (変更なし)</p>	
<p>第13章 報告</p> <p>(事故の報告)</p> <p>第50条 研究所長は、次の各号の一に掲げる事項に該当する場合は、その旨を直ちに、社長へ報告しなければならない。</p>	<p>第13章 報告</p> <p>(事故の報告)</p> <p>第50条 研究所長は、次の各号の一に掲げる事項に該当する場合は、その旨を直ちに、社長へ報告しなければならない。</p>	

<p>(1) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。</p> <p>(2) 施設の故障があった場合において、当該故障に係る修理のため特別な措置を必要とする場合であって、核燃料物質の保管等に支障を及ぼしたとき。</p> <p>(3) 施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、核燃料物質の保管等に支障を及ぼしたとき。</p> <p>(4) 核燃料物質等が管理区域外で漏洩したとき。</p> <p>(5) 施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏洩したとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏洩に係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏洩した物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。</p> <p>イ. 漏洩した液体状の核燃料物質等が当該漏洩に係る設備の周辺部に設置された漏洩の拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。</p> <p>ロ. 漏洩した核燃料物質等の放射線量が微量のときその他漏洩の程度が軽微なとき。</p> <p>(6) 核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき。</p> <p>(7) 施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。</p> <p>(8) 放射線業務従事者について<u>規則第2条の11の4</u>第1項第1号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。</p> <p>(9) 前各号のほか、施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって、入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれのあるとき。</p>	<p>(1) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。</p> <p>(2) 施設の故障があった場合において、当該故障に係る修理のため特別な措置を必要とする場合であって、核燃料物質の保管等に支障を及ぼしたとき。</p> <p>(3) 施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、核燃料物質の保管等に支障を及ぼしたとき。</p> <p>(4) 核燃料物質等が管理区域外で漏洩したとき。</p> <p>(5) 施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏洩したとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏洩に係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏洩した物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。</p> <p>イ. 漏洩した液体状の核燃料物質等が当該漏洩に係る設備の周辺部に設置された漏洩の拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。</p> <p>ロ. 漏洩した核燃料物質等の放射線量が微量のときその他漏洩の程度が軽微なとき。</p> <p>(6) 核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき。</p> <p>(7) 施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。</p> <p>(8) 放射線業務従事者について<u>規則第2条の11の5</u>第1項第1号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。</p> <p>(9) 前各号のほか、施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって、入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれのあるとき。</p>	<p>法令改正に伴う変更</p>
	<p style="text-align: center;"><u>第14章 技術情報の共有及び不適合情報の公開</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(技術情報の共有)</u></p> <p><u>第51条</u> N28-2 担当部長は、メーカー等の保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を、N28-2 施設の保安に係る要員で情報共有を図り、必要に応じて他の使用施設の設置者と情報共有し、N28-2 施設の保安の向上に役立たせるように努めなければならない。</p> <p><u>2</u> N28-2 担当部長は、得られた技術情報に関して、未然防止処置の必要があると判断した場合には、第10章の品質マネジメント計画に示す手順に従い、適切な処置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>(不適合事象の公開)</u></p> <p><u>第52条</u> 所長は、第10章の品質マネジメント計画に基づくN28-2 施設の保安活動において、不適合と判断された事象が生じた場合には、使用施設の安全に及ぼす影響の大きさ、他の使用施設との共通性を考慮して選定し、以下の各号に示す内容を研究所ホームページで公開</p>	<p>法令改正に伴う変更</p>

	<p><u>しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 不適合の内容</u></p> <p><u>(2) 不適合の原因及び防止措置の内容</u></p>	
<p>第1図 (省略)</p>	<p>第1図 (変更なし)</p>	
 <p>原子力技術研究所長</p> <p>品質マネジメントレビュー会議</p> <p>品質保証責任者</p> <p>内部監査組織 (注)</p> <p>管理担当部長</p> <p>放射線管理室長</p> <p>N28-2 担当部長</p> <p>管理区域責任者</p> <p>核燃料取扱主務者</p> <p>(注) 内部監査組織は、<u>内部監査時に随時設置</u>する。</p> <p>第1図の2 品質<u>保証</u>に係る組織 (第37条)</p>	 <p>東芝エネルギーシステムズ株式会社 社長</p> <p>原子力技術研究所長</p> <p>品質マネジメントレビュー会議</p> <p>核燃料取扱主務者</p> <p><u>品質管理責任者</u></p> <p>内部監査組織 (注)</p> <p>N28-2 担当部長</p> <p>管理担当部長</p> <p>放射線管理室長</p> <p>管理区域責任者</p> <p><u>検査員 (注)</u></p> <p>(注) 内部監査組織及<u>び検査員</u>は、随時<u>選任</u>する。</p> <p>第1図の2 品質<u>管理</u>に係る組織 (第37条)</p>	<p>法令改正に伴う変更</p>

<p>第2図～第3図 (省略)</p>	<p>第2図～第3図 (変更なし)</p>																							
<p>第1表～第3表 (省略)</p>	<p>第1表～第3表 (変更なし)</p>																							
<p>第4表 放射線(能)測定器の定期的な自主検査 (第30条関係)</p> <table border="1" data-bbox="100 453 1190 604"> <thead> <tr> <th>設備等</th> <th>検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GM式サーベイメータ (β、γ線: 1台以上)</td> <td rowspan="2">点検校正</td> </tr> <tr> <td>汚染サーベイメータ (β、γ線: 1台以上)</td> </tr> </tbody> </table>	設備等	検査項目	GM式サーベイメータ (β、γ線: 1台以上)	点検校正	汚染サーベイメータ (β、γ線: 1台以上)	<p>第4表 放射線(能)測定器の定期的な自主検査 (第28条の3関係)</p> <table border="1" data-bbox="1297 453 2386 604"> <thead> <tr> <th>放射線測定器の種類</th> <th>検査項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GM式サーベイメータ (β、γ線: 1台以上)</td> <td rowspan="2">点検校正</td> <td rowspan="2">1回/年以上</td> </tr> <tr> <td>汚染サーベイメータ (β、γ線: 1台以上)</td> </tr> </tbody> </table>	放射線測定器の種類	検査項目	頻度	GM式サーベイメータ (β、γ線: 1台以上)	点検校正	1回/年以上	汚染サーベイメータ (β、γ線: 1台以上)	<p>記載の適正化</p>										
設備等	検査項目																							
GM式サーベイメータ (β、γ線: 1台以上)	点検校正																							
汚染サーベイメータ (β、γ線: 1台以上)																								
放射線測定器の種類	検査項目	頻度																						
GM式サーベイメータ (β、γ線: 1台以上)	点検校正	1回/年以上																						
汚染サーベイメータ (β、γ線: 1台以上)																								
<p>第5表 保安上特に管理を必要とする設備の定期的な自主検査 (第31条関係)</p> <table border="1" data-bbox="100 787 1190 1264"> <thead> <tr> <th>施設(設備)</th> <th>検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯蔵施設(設備)</td> <td>施設の外観検査(閉鎖設備を含む) 貯蔵容器の外観検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃棄施設</td> <td>排気施設(設備)</td> <td>ダンプ、排風機の作動検査</td> </tr> <tr> <td>保管廃棄施設(設備)</td> <td>施設の外観検査(閉鎖設備を含む) 保管容器の外観検査</td> </tr> </tbody> </table>	施設(設備)	検査項目	貯蔵施設(設備)	施設の外観検査(閉鎖設備を含む) 貯蔵容器の外観検査	廃棄施設	排気施設(設備)	ダンプ、排風機の作動検査	保管廃棄施設(設備)	施設の外観検査(閉鎖設備を含む) 保管容器の外観検査	<p>第5表 保安上特に管理を必要とする設備の定期的な自主検査 (第30条の2関係)</p> <table border="1" data-bbox="1297 787 2386 1264"> <thead> <tr> <th>施設(設備)</th> <th>検査項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯蔵施設(設備)</td> <td>施設の外観検査(閉鎖設備を含む) 貯蔵容器の外観検査</td> <td>1回/年以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃棄施設</td> <td>排気施設(設備)</td> <td>ダンプ、排風機の作動検査</td> <td>1回/年以上</td> </tr> <tr> <td>保管廃棄施設(設備)</td> <td>施設の外観検査(閉鎖設備を含む) 保管容器の外観検査</td> <td>1回/年以上</td> </tr> </tbody> </table>	施設(設備)	検査項目	頻度	貯蔵施設(設備)	施設の外観検査(閉鎖設備を含む) 貯蔵容器の外観検査	1回/年以上	廃棄施設	排気施設(設備)	ダンプ、排風機の作動検査	1回/年以上	保管廃棄施設(設備)	施設の外観検査(閉鎖設備を含む) 保管容器の外観検査	1回/年以上	<p>記載の適正化</p>
施設(設備)	検査項目																							
貯蔵施設(設備)	施設の外観検査(閉鎖設備を含む) 貯蔵容器の外観検査																							
廃棄施設	排気施設(設備)	ダンプ、排風機の作動検査																						
	保管廃棄施設(設備)	施設の外観検査(閉鎖設備を含む) 保管容器の外観検査																						
施設(設備)	検査項目	頻度																						
貯蔵施設(設備)	施設の外観検査(閉鎖設備を含む) 貯蔵容器の外観検査	1回/年以上																						
廃棄施設	排気施設(設備)	ダンプ、排風機の作動検査	1回/年以上																					
	保管廃棄施設(設備)	施設の外観検査(閉鎖設備を含む) 保管容器の外観検査	1回/年以上																					
<p>第6表(1) 記録事項等(第49条関係、規則第2条の11に基づく記録)</p> <table border="1" data-bbox="100 1444 1190 1938"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 施設検査の記録 イ. 法第55条の2第1項の規定による検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査のときまでの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 放射線管理記録</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	保存期間	1. 施設検査の記録 イ. 法第55条の2第1項の規定による検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	2. 放射線管理記録			<p>第6表(1) 記録事項等(第49条関係、規則第2条の11に基づく記録)</p> <table border="1" data-bbox="1297 1444 2386 1938"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. N28-2 施設の施設管理に係る記録(規則第2条の11の7に規定するもの) イ. 使用前確認の結果 ロ. 規則第2条の11の7第4号の7の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ハ. 規則第2条の11の7第5号の7の規定施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</td> <td>確認の都度 施設管理実施の都度 評価の都度</td> <td>同一事項に関する次の確認のときまでの期間 施設管理を実施したN28-2施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間 評価を実施したN28-2施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 放射線管理記録</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	保存期間	1. N28-2 施設の施設管理に係る記録(規則第2条の11の7に規定するもの) イ. 使用前確認の結果 ロ. 規則第2条の11の7第4号の7の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ハ. 規則第2条の11の7第5号の7の規定施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	確認の都度 施設管理実施の都度 評価の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの期間 施設管理を実施したN28-2施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間 評価を実施したN28-2施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	2. 放射線管理記録			<p>法令改正に伴う変更</p>				
記録事項	記録すべき場合	保存期間																						
1. 施設検査の記録 イ. 法第55条の2第1項の規定による検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間																						
2. 放射線管理記録																								
記録事項	記録すべき場合	保存期間																						
1. N28-2 施設の施設管理に係る記録(規則第2条の11の7に規定するもの) イ. 使用前確認の結果 ロ. 規則第2条の11の7第4号の7の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ハ. 規則第2条の11の7第5号の7の規定施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	確認の都度 施設管理実施の都度 評価の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの期間 施設管理を実施したN28-2施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間 評価を実施したN28-2施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																						
2. 放射線管理記録																								

<p>イ. 貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</p> <p>ロ. 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率</p> <p>ハ. 空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p> <p>ニ. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量並びに女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び妊娠中である者を除く)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量及び本人の申し出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の場合は、出産までの間毎月1日を始期とする1月間</p> <p>ホ. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた業務従事者の記録は、当該1年間を含む5年間(平成13年4月1日以後5年ごとの区分)の累積線量</p> <p>ヘ. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量</p> <p>ト. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度を含む規則に定める5年区分における当該日以前の放射線被ばくの経歴</p> <p>チ. 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</p> <p>リ. 既に廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、保管廃棄の日時、場所及び方法</p>	<p>毎日作業中1回^{※1}</p> <p>毎週1回</p> <p>測定の都度</p> <p>1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回</p> <p>該当する年度以降、毎年度、告示に定められる5年区分の間</p> <p>その都度</p> <p>その者が当該業務に就くとき</p> <p>運搬の都度</p> <p>保管廃棄の都度</p>	<p>5年間</p> <p>5年間</p> <p>5年間</p> <p>規則第2条の11第5項に定める期間</p> <p>規則第2条の11第5項に定める期間</p> <p>規則第2条の11第5項に定める期間</p> <p>規則第2条の11第5項に定める期間</p> <p>1年間</p> <p><u>使用の廃止までの期間</u></p>		<p>イ. 貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</p> <p>ロ. 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率</p> <p>ハ. 空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p> <p>ニ. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量並びに女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び妊娠中である者を除く)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量及び本人の申し出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の場合は、出産までの間毎月1日を始期とする1月間</p> <p>ホ. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた業務従事者の記録は、当該1年間を含む5年間(平成13年4月1日以後5年ごとの区分)の累積線量</p> <p>ヘ. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量</p> <p>ト. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度を含む規則に定める5年区分における当該日以前の放射線被ばくの経歴</p> <p>チ. 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</p> <p>リ. 既に廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、保管廃棄の日時、場所及び方法</p>	<p>毎日作業中1回^{※1}</p> <p>毎週1回</p> <p>測定の都度</p> <p>1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回</p> <p>該当する年度以降、毎年度、告示に定められる5年区分の間</p> <p>その都度</p> <p>その者が当該業務に就くとき</p> <p>運搬の都度</p> <p>保管廃棄の都度</p>	<p>5年間</p> <p>5年間</p> <p>5年間</p> <p>規則第2条の11第5項に定める期間</p> <p>規則第2条の11第5項に定める期間</p> <p>規則第2条の11第5項に定める期間</p> <p>規則第2条の11第5項に定める期間</p> <p>1年間</p> <p><u>規則第2条の11第7項に定める期間</u></p>		
<p>※1：放射線遮蔽物を有していないため、該当なし。</p>				<p>※1：放射線遮蔽物を有していないため、該当なし。</p>				

<p>第6表(2) 記録事項等(第49条関係、規則第2条の11に基づく記録)</p>			<p>第6表(2) 記録事項等(第49条関係、規則第2条の11に基づく記録)</p>			<p>法令改正に伴う変更</p>
<p>記録事項</p>	<p>記録すべき場合</p>	<p>保存期間</p>	<p>記録事項</p>	<p>記録すべき場合</p>	<p>保存期間</p>	
<p><u>3. 保守記録</u> <u>イ. 施設等の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名</u> <u>ロ. 施設の修理の状況及びその担当者の氏名</u> <u>ハ. 施設等の定期的な自主検査の結果</u></p>	<p><u>毎日1回</u> <u>修理の都度</u> <u>検査の都度</u></p>	<p><u>1年間</u> <u>1年間</u> <u>同一事項に関する次の検査のときまでの期間</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>			

4. 警報装置から発せられた警報の内容※2	その都度※3	1年間	3. 警報装置から発せられた警報の内容※2	その都度※3	1年間
5. <u>施設等の</u> 事故記録 イ. 事故の発生及び復旧の <u>とき</u> ロ. 事故の状況及び事故に際して採った処置 ハ. 事故の原因 ニ. 事故後の処置	その都度	<u>使用の廃止までの期間</u>	4. <u>N28-2 施設</u> の事故記録 イ. 事故の発生及び復旧の <u>日時</u> ロ. 事故の状況及び事故に際して採った処置 ハ. 事故の原因 ニ. 事故後の処置	その都度	<u>規則第2条の11第7項に定める期間</u>
6. 保安教育の記録 イ. 保安教育の実施計画 ロ. 保安教育の実施日時及び項目 ハ. 保安教育を受けた者の氏名	策定の都度	3年間	5. 保安教育の記録 イ. 保安教育の実施計画 ロ. 保安教育の実施日時及び項目 ハ. 保安教育を受けた者の氏名	策定の都度	3年間
7. <u>品質保証計画</u>	<u>策定及び改定の都度</u>	<u>次の改定の後3年間</u>	6. <u>品質管理</u> イ. <u>品質マネジメント文書</u> ロ. <u>品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録</u>	<u>策定又は改定の都度</u>	<u>策定又は改定の後5年間</u>
※2：核燃料物質使用変更許可申請書に記載する警報について記録する。 ※3：検査、点検、保守、工事、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報であって、異常ではないことが明らかな警報を除く。			※2：核燃料物質使用変更許可申請書に記載する警報について記録する。 ※3：検査、点検、保守、工事、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報であって、異常ではないことが明らかな警報を除く。		
第7表 (省略)			第7表 (変更なし)		

別添

品質管理計画

1. 目的

東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所（以下、「研究所」という。）における原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする。

2. 定義

使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。

この品質管理計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。
- 二 「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。
- 三 「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。
- 四 「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。
- 五 「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員（保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。
- 六 「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。
- 七 「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。
- 八 「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。
- 九 「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。

3. 適用範囲

4章から8章までの規定は、研究所の使用施設等（N28-2）（以下「N28-2」という）施設について適用する。

4. 品質マネジメントシステム

4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項

- (1) 研究所は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その有効性を維持するため、その改善を継続的に行う。
- (2) 研究所は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。
 - 一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度
 - 二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ
 - 三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響
- (3) 研究所は、自らの原子力施設に適用される関係法令（以下単に「関係法令」という。）を明確に認識し、本品質管理計画に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。
- (4) 研究所は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。
 - 一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。
 - 二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。
 - 三 プロセスの運用及び管理の有効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。
 - 四 プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。
 - 五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。
 - 六 プロセスについて、意図した結果を得、及び有効性を維持するための措置を講ずること。
 - 七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。
 - 八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。
- (5) 研究所は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。

- (6) 研究所は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。
- (7) 研究所は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。

4.2 品質マネジメントシステムの文書化

4.2.1 一般

所長は、品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。別図4-1に品質マネジメントシステムに係る文書体系を示す。

- 一 品質方針及び品質目標
- 二 品質マネジメントシステムを規定する文書（以下「品質管理計画書」という。）
- 三 有効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書
- 四 本品質管理計画に規定する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）

4.2.2 品質管理計画書

所長は、品質管理計画書に次に掲げる事項を定める。

- 一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
- 二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項
- 三 品質マネジメントシステムの適用範囲
- 四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
- 五 プロセスの相互の関係

4.2.3 文書の管理

- (1) N28-2 担当部長及び管理担当部長は、品質マネジメント文書を管理する。
- (2) N28-2 担当部長及び管理担当部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。
 - 一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。
 - 二 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。
 - 三 前二号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。
 - 四 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにす

ること。

五 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。

六 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。

七 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。

八 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。

4.2.4 記録の管理

(1) N28-2 担当部長及び管理担当部長は、個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。

(2) N28-2 担当部長及び管理担当部長は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。

5. 経営責任者等の責任

5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ

社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その有効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。

一 品質方針を定めること。

二 品質目標が定められているようにすること。

三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。

四 マネジメントレビューを実施すること。

五 資源が利用できる体制を確保すること。

六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。

七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。

八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。

5.2 原子力の安全の確保の重視

社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。

5.3 品質方針

社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。

- 一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。
- 二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の維持に社長が責任を持って関与すること。
- 三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。
- 四 要員に周知され、理解されていること。
- 五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。

5.4 品質目標

- (1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。
- (2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。

5.5 品質マネジメントシステムの計画

- (1) 社長は、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。
- (2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。
 - 一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果
 - 二 品質マネジメントシステムの有効性の維持
 - 三 資源の利用可能性
 - 四 責任及び権限の割当て

5.6 責任及び権限

社長は、部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。

5.6.1 品質管理責任者

社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「品質管理責任者」とい

う。)に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。

- 一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その有効性が維持されているようにすること。
- 二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告すること。
- 三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。
- 四 関係法令を遵守すること。

5.6.2 管理者

(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（N28-2 担当部長、管理担当部長、管理区域責任者、放管長）（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。

- 一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その有効性が維持されているようにすること。
- 二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。
- 三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。
- 四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。
- 五 関係法令を遵守すること。

(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施するしなければならない。

- 一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。
- 二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。
- 三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。
- 四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。
- 五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。

(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。

5.7 組織の内部の情報伝達

社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報が確実に伝達されるようにす

る。

5.8 マネジメントレビュー

社長は、品質マネジメントシステムの有効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。

5.8.1 マネジメントレビューに用いる情報

N28-2 担当部長及び管理担当部長は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。

- 一 内部監査の結果
- 二 組織の外部の者の意見
- 三 プロセスの運用状況
- 四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果
- 五 品質目標の達成状況
- 六 健全な安全文化の育成及び維持の状況
- 七 関係法令の遵守状況
- 八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況
- 九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置
- 十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更
- 十一 部門又は要員からの改善のための提案
- 十二 資源の妥当性
- 十三 保安活動の改善のために講じた措置の有効性

5.8.2 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置

(1) 所長は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。

- 一 品質マネジメントシステム及びプロセスの有効性の維持に必要な改善
- 二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善
- 三 品質マネジメントシステムの有効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
- 四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善
- 五 関係法令の遵守に関する改善

(2) 品質管理責任者は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。

(3) N28-2 担当部長及び管理担当部長は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じる。

6. 資源の管理

6.1 資源の確保

所長は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。

- 一 要員
- 二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系
- 三 作業環境
- 四 その他必要な資源

6.2 要員の力量の確保及び教育訓練

- (1) 管理者は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。
- (2) 管理者は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。
 - 一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。
 - 二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。
 - 三 前号の措置の有効性を評価すること。
 - 四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。
 - イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献
 - ロ 品質マネジメントシステムの有効性を維持するための自らの貢献
 - ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性
 - 五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。

7. 個別業務に関するの計画の策定及び実施

7.1 個別業務に必要なプロセスの計画

- (1) N28-2 担当部長及び管理担当部長は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。
- (2) N28-2 担当部長及び管理担当部長は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。
- (3) N28-2 担当部長及び管理担当部長は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。
 - 一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果

- 二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項
 - 三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源
 - 四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）
 - 五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録
- (4) 所長、N28-2 担当部長及び管理担当部長は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。

7.2 個別業務等要求事項

7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項

管理者は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。

- 一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項
- 二 関係法令
- 三 前二号に掲げるもののほか、必要とする要求事項

7.2.2 個別業務等要求事項の審査

- (1) 管理者は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。
- (2) 管理者は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。
 - 一 当該個別業務等要求事項が定められていること。
 - 二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。
 - 三 研究所の要員が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。
- (3) 管理者は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
- (4) 管理者は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。

7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等

所長、N28-2 担当部長及び管理担当部長は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、効果的な方法を明確に定め、これを実施する。

7.3 設計開発

7.3.1 設計開発計画

- (1) 管理者は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。
- (2) 管理者は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。
 - 一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度
 - 二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制
 - 三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限
 - 四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源
- (3) 管理者は、効果的な情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。
- (4) 管理者は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。

7.3.2 設計開発に用いる情報

- (1) 管理者は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。
 - 一 機能及び性能に係る要求事項
 - 二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの
 - 三 関係法令
 - 四 その他設計開発に必要な要求事項
- (2) 管理者は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。

7.3.3 設計開発の結果に係る情報

- (1) 管理者は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。
- (2) 管理者は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。
- (3) 管理者は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。
 - 一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。
 - 二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。
 - 三 合否判定基準を含むものであること。

四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。

7.3.4 設計開発レビュー

- (1) 管理者は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。
 - 一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。
 - 二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。
- (2) 管理者は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。
- (3) 管理者は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.3.5 設計開発の検証

- (1) 管理者は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。
- (2) 管理者は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
- (3) 管理者は、当該設計開発を行った要員には第一項の検証をさせない。

7.3.6 設計開発の妥当性確認

- (1) 管理者は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下この条において「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。
- (2) 管理者は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。
- (3) 管理者は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.3.7 設計開発の変更の管理

- (1) 管理者は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。
- (2) 管理者は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。
- (3) 管理者は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評

- 価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。
- (4) 管理者は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.4 調達

7.4.1 調達プロセス

- (1) 管理者は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。
- (2) 管理者は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、次項の評価に必要な情報を調達物品等の供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。
- (3) 東芝エネルギーシステムズは、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。
- (4) 管理者は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。
- (5) 管理者は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
- (6) 管理者は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（原子力施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。

7.4.2 調達物品等要求事項

- (1) 管理者は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。
- 一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項
 - 二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項
 - 三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項
 - 四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項
 - 五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項
 - 六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
 - 七 その他調達物品等に必要な要求事項
- (2) 管理者は、調達物品等要求事項として、調達物品等の供給者の工場等において使

用前事業者検査等を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。

- (3) 管理者は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。
- (4) 管理者は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

7.4.3 調達物品等の検証

- (1) 管理者は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。
- (2) 管理者は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。

7.5 業務の実施

7.5.1 個別業務の管理

管理者は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。

- 一 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。
- 二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
- 三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
- 四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
- 五 8.2.3の規定に基づき監視測定を実施していること。
- 六 品質管理計画の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。

7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認

- (1) 管理者は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。
- (2) 管理者は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証する。
- (3) 管理者は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。
- (4) 管理者は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事

項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。

- 一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準
- 二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法
- 三 妥当性確認の方法

7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ

- (1) 管理者は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。
- (2) 管理者は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。

7.5.4 組織の外部の者の物品

管理者は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。

7.5.5 調達物品の管理

管理者は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。

7.6 監視測定のための設備の管理

- (1) 管理者は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。
- (2) 管理者は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。
- (3) 管理者は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。
 - 一 あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。
 - 二 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。
 - 三 所要の調整がなされていること。
 - 四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。
 - 五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。

- (4) 管理者は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。
- (5) 管理者は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。
- (6) 管理者は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。
- (7) 管理者は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。

8. 評価及び改善

8.1 監視測定、分析、評価及び改善

- (1) 所長、N28-2 担当部長及び管理担当部長は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。
- (2) 所長、N28-2 担当部長及び管理担当部長は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにする。

8.2 監視測定

8.2.1 組織の外部の者の意見

- (1) 所長、N28-2 担当部長及び管理担当部長は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。
- (2) 所長、N28-2 担当部長及び管理担当部長は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。

8.2.2 内部監査

- (1) 所長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。
 - 一 本品質管理計画の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項
 - 二 有効性のある実施及び有効性の維持
- (2) 品質管理責任者は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。
- (3) 品質管理責任者は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下単に「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の有効

性を維持する。

- (4) 品質管理責任者は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。
- (5) 品質管理責任者は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。
- (6) 品質管理責任者は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。
- (7) 品質管理責任者は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。
- (8) 品質管理責任者は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。

8.2.3 プロセスの監視測定

- (1) 所長、品質管理責任者、N28-2 担当部長及び管理担当部長は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行う。
- (2) 所長、品質管理責任者、N28-2 担当部長及び管理担当部長は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。
- (3) 所長、品質管理責任者、N28-2 担当部長及び管理担当部長は、第一項の方法により、プロセスが 5.5(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。
- (4) N28-2 担当部長及び管理担当部長は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。
- (5) N28-2 担当部長及び管理担当部長は、5.5(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。

8.2.4 機器等の検査等

- (1) 管理者は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。
- (2) 管理者は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。

- (3) 管理者は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。
- (4) 管理者は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。
- (5) 所長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。

8.3 不適合の管理

- (1) 所長、N28-2 担当部長及び管理担当部長は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。
- (2) 所長、N28-2 担当部長及び管理担当部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。
- (3) 所長、N28-2 担当部長及び管理担当部長は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。
 - 一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。
 - 二 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。
 - 三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。
 - 四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。
- (4) 所長、N28-2 担当部長及び管理担当部長は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。
- (5) 所長、N28-2 担当部長及び管理担当部長は、前項(3)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。

8.4 データの分析及び評価

- (1) 所長、N28-2 担当部長及び管理担当部長は、品質マネジメントシステムが有効であることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効有効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデ

ータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。

- (2) 所長、N28-2 担当部長及び管理担当部長は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。
- 一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見
 - 二 個別業務等要求事項への適合性
 - 三 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）
 - 四 調達物品等の供給者の供給能力

8.5 改善

8.5.1 継続的な改善

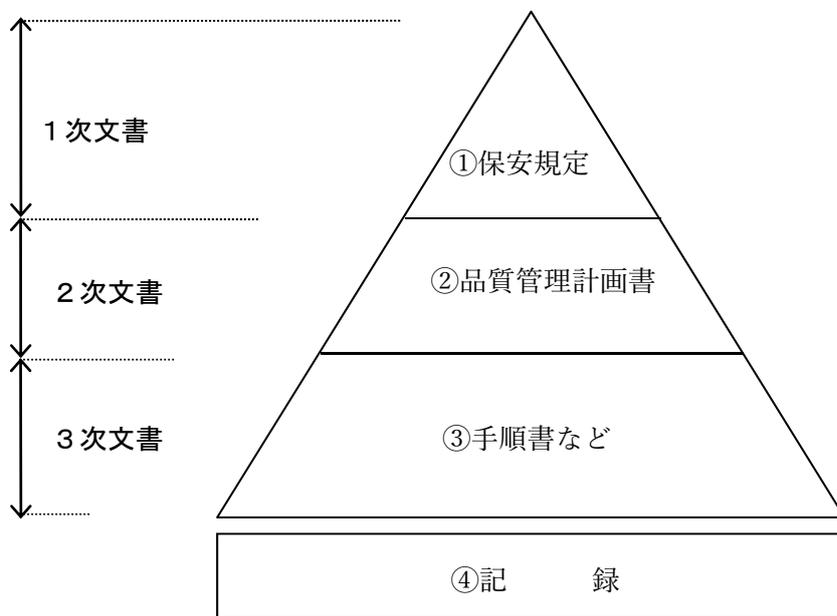
所長、品質管理責任者、管理者は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。

8.5.2 是正処置等

- (1) 管理者は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。
- 一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。
 - イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化
 - ロ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化
 - 二 必要な是正処置を明確にし、実施すること。
 - 三 講じた全ての是正処置の有効性の評価を行うこと。
 - 四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。
 - 五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。
 - 六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。
 - 七 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。
- (2) 管理者は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定める。
- (3) 管理者は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。

8.5.3 未然防止処置

- (1) 所長、N28-2 担当部長及び管理担当部長は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。
 - 一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。
 - 二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。
 - 三 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。
 - 四 講じた全ての未然防止処置の有効性の評価を行うこと。
 - 五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。
- (2) 所長、N28-2 担当部長及び管理担当部長は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定める。



別図4-1 文書体系図